

経済産業局の概要

平成22年5月24日

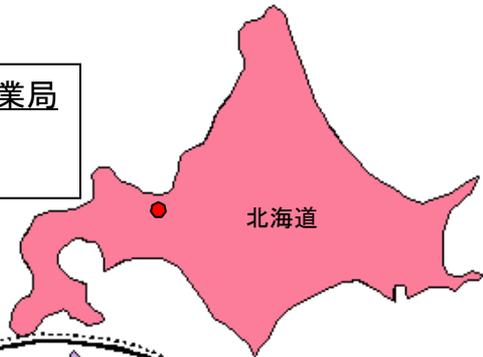
経済産業省

1. 経済産業局の位置・管轄区域

経済産業局 合計
(1844人)

(注1): ——— 管轄区域
 電気に関する管轄区域
 (注2) ()内の人数は22年度末定員

北海道経済産業局
[札幌市]
(193人)



近畿経済産業局
2府5県 [大阪市]
(298人)
通商事務所 [神戸市]
(7人※)
※近畿局の内数

中国経済産業局
5県 [広島市]
(175人)

東北経済産業局
6県 [仙台市]
(187人)

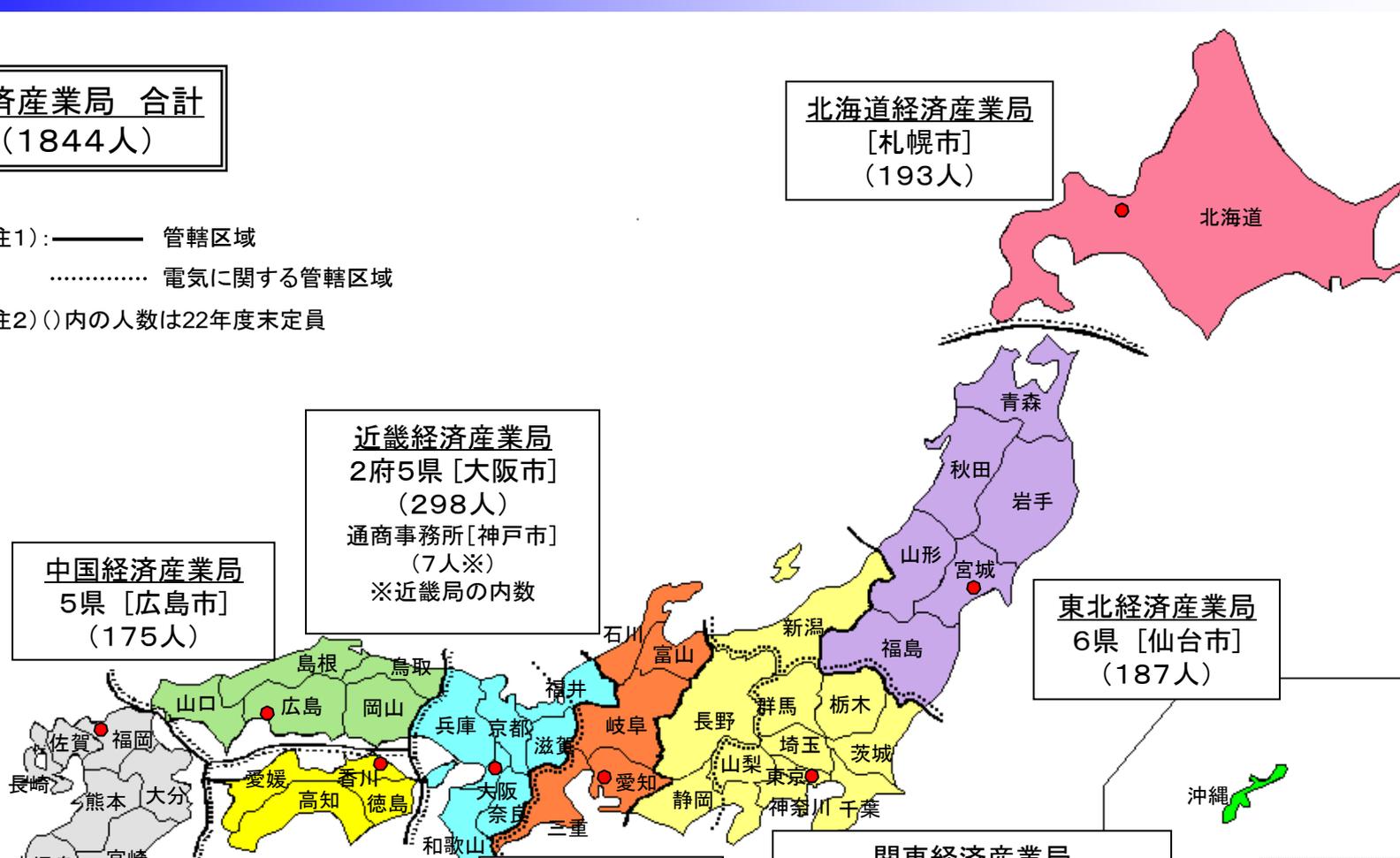
九州経済産業局
7県 [福岡市]
(253人)

四国経済産業局
4県 [高松市]
(128人)

中部経済産業局
5県 [名古屋市]
(244人)
北陸支局
[富山市]
(31人※)
※中部局の内数

関東経済産業局
1都10県 [さいたま市]
(366人)
通商事務所 [東京都文京区、横浜市]
(17人※)
アルコール事務所 [静岡市、新潟市]
(4人※)
※関東局の内数

内閣府
沖縄総合事務局
経済産業部
[那覇市]



2. 経済産業局の主な沿革

<昭和22年度>

◎商工局設置(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、四国、福岡の全国8ブロック:総務部、通商部、鉱山部、電力部の4部体制)

<昭和24年度>

◎商工局から通商産業局へ名称変更(通商産業省設置に伴う変更)

<昭和25年度> ・産炭地域振興のため札幌に石炭部を設置。福岡に石炭部及び鉱害部を設置。

<昭和27年度> ・本省組織改編に併せ、電力部を廃止し公益事業部を設置。

<平成元年度>

◎北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8通商産業局に名称変更。

・各地鉱山の閉山に伴い鉱山部を廃止し、資源部を設置。

<平成9年度> ・石炭合理化策を受けて北海道の石炭部を廃止。

・北海道、東北、中国、四国、九州は商工部、資源部を廃止し産業部、環境資源部を設置。関東、中部、近畿は商工部、資源部、公益事業部を廃止し産業企画部、産業振興部及び資源エネルギー部を設置。

<平成12年度>

◎通商産業局から経済産業局に名称変更(経済産業省設置に伴う変更:平成13年1月)

・資源エネルギー庁の組織改編に併せ、北海道、東北、中国、四国、九州の公益事業部を廃止し、電力・ガス事業部を設置。

<平成13年度> ・石炭合理化策を受けて九州の石炭部を廃止。また、九州に国際部を新設。

<平成14年度> ・石炭六法の失効に伴い九州の鉱害部を廃止。

<平成16年度> ・総務企画部、地域経済部、産業部、資源エネルギー環境部の体制に変更。

<平成17年度> ・産業保安業務を原子力安全・保安院に移管。

3. 経済産業局における各部の主な所掌業務

部門	部名	所掌業務内容
総務部門	総務企画部	①内部管理事務(人事・会計・広報等の事務の総括、地域施策全般に係る企画・立案 等) ②景気動向等に関する統計調査の実施 (経済産業省特定業種石油等消費統計調査、ガス事業生産動態統計調査 等) 等
	地域経済部	①新規産業の環境整備に関する事務(産業クラスターの支援、ベンチャー支援事業 等) ②技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 (地域技術の振興に関する事務、産学人材育成パートナーシップに関する事務、情報処理の促進に関する事務 等) ③工業標準化法(JIS法)に基づく事業所への立入検査等の事務 ④産業財産権に関する相談・確認事務 等
産業部門	産業部	①中小企業支援に関する事務 (取引適正化に関する事務(下請代金法等)、経営の向上・新たな事業の創出に関する事務(農商工連携促進法等)、円滑な資金供給に関する事務(信用保証協会法等) 等) ②消費者取引の適正化に関する事務(割賦販売法に基づく前払式特定取引の許可、届出、立入検査の事務 等) ③消費生活用製品等の安全確保に関する事務 (消費生活用製品安全法に基づく製造・輸入業者への立入検査等の事務 等) ④競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ⑤航空機・武器・化学兵器等の関連法令の施行に関する事務 (化学兵器禁止法(条約実施法)に基づく国際査察の立ち会いに関する事務 等) ⑥伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ⑦アルコール事業に関する事務 等
資源環境部門	資源エネルギー環境部	①電気・ガス事業の許認可・監査に関する事務 ②各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進(容器包装リサイクル法 等) ③エネルギーの使用合理化に関する事務(省エネ法に基づく指導助言 等) ④電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務 ⑤揮発油等の品質の確保等の施行に関する事務 等
国際部門	産業部(北海道、東北、関東、中国、四国)地経部(中部)通商部(近畿)、国際部(九州)	①輸出入貿易管理に関する事務(外為法に基づく貨物の輸出許可 等) ②関税割当に関する事務(関税暫定措置法に基づく関税割当 等) ③国際ビジネス交流・対日投資促進に関する事務 (産業交流の深化・拡大のためのセミナー、商談会 等) 等

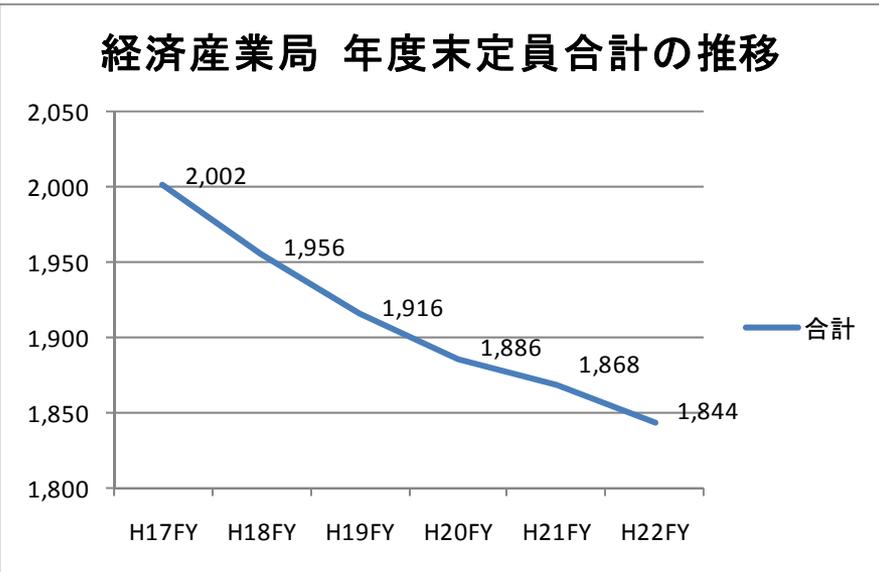
4. 経済産業局の定員の状況

◆長期スパン(約30年間の変化)

昭和52年度末 3,500人 → 平成22年度末 1,844人
 * 33年間で約5割の削減

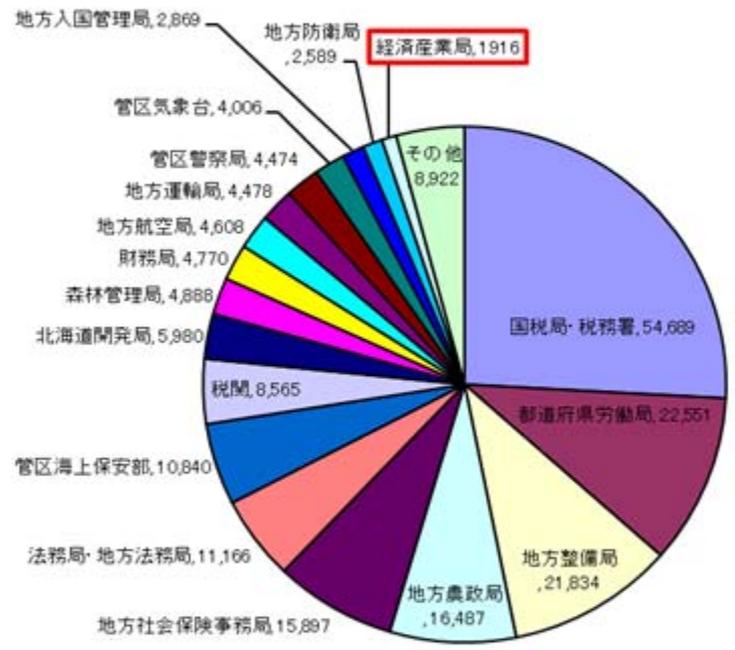
◆過去5年間の定員増減状況

	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H21FY	計
定員削減	66人	57人	50人	43人	45人	261人
定員増	20人	17人	20人	25人	21人	103人
正味	▲46人	▲40人	▲30人	▲18人	▲24人	▲158人



* 5年間で約1割の削減

◆政府の地方支分部局定員の構成比(平成19年度末)



国全体の地方支分部局21.2万人のうち0.91%